

高知県福祉活動支援基金助成事業助成金交付要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、高知県福祉活動支援基金助成事業実施要綱第4条に基づき、助成金の交付に関し必要な手続きについて定める。

(申 請)

第2条 この助成を受けようとする者は、第1号様式による助成金交付申請書に所定の書類を添付して会長に提出するものとする。なお、助成の対象となる事業は、助成対象年度の3月31日までに完了するものとする。

(請求及び交付)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付の決定通知を受け取った日以後、第3号様式により概算又は精算請求書を会長に提出しなければならない。
2 前項の規定により請求があったときは、これに基づき概算又は精算交付を行うものとする。

(変更承認)

第4条 当該助成に係る事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、第2号様式により会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第5条 助成金の交付を受けた者は、助成の対象となった事業が完了した後、1ヶ月以内、もしくは4月15日のいずれか早い期日までに第4号様式による実績報告書に事業の実績を証する書類及び収支決算書を添えて事業の実績を報告しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第6条 前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付決定額の範囲内で交付額を確定し、文書で通知するものとする。
2 確定額が概算交付額を下回る場合は、差額分を返還させるものとする。

附 則

この要項は、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年11月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年10月28日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年11月1日から適用する。